#### 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時:令和5年10月31日(火) 8:12~8:26

開催場所:総理大臣官邸閣議室

出席者:岸田文雄内閣総理大臣

鈴 木 淳 司 国務大臣(総務大臣) 小 泉 龍 司 国務大臣(法務大臣)

上川陽子国務大臣(外務大臣)

鈴 木 俊 一 国務大臣(財務大臣、内閣府特命担当大臣)

盛 山 正 仁 国務大臣(文部科学大臣)

武 見 敬 三 国務大臣(厚生労働大臣)

宮 下 一 郎 国務大臣(農林水産大臣)

西 村 康 稔 国務大臣(経済産業大臣、内閣府特命担当大臣)

斉 藤 鉄 夫 国務大臣(国土交通大臣)

伊藤信太郎 国務大臣(環境大臣、内閣府特命担当大臣)

木 原 稔 国務大臣(防衛大臣)

松 野 博 一 国務大臣(内閣官房長官)

河 野 太 郎 国務大臣 (デジタル大臣、内閣府特命担当大臣)

土 屋 品 子 国務大臣(復興大臣)

松 村 祥 史 国務大臣(国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣)

加 藤 鮎 子 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

新 藤 義 孝 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

高 市 早 苗 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

自 見 はなこ 国務大臣(内閣府特命担当大臣)

陪席者:村井英樹内閣官房副長官

森 屋 宏 内閣官房副長官

栗 生 俊 一 内閣官房副長官

欠席者:近藤正春内閣法制局長官

閣議案件:別添案件表のとおり。

○一般案件 5件

○国会提出案件 25件

○法律案 3件

○政令 5件

○人事 4件

○配布 2件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

#### 議事内容:

- ○松野国務大臣: ただ今から、閣議を開催いたします。 まず、閣議案件について、村井副長官から御説明申し上げます。
- ○村井内閣官房副長官:一般案件等について、申し上げます。まず、「テロリスト等に対する資産凍結等の措置」について、御了解をお願いいたします。本件は、国連安保理決議に従い、外為法に基づき講じている資産凍結等の措置の対象に、9個人及び1団体を追加するものであります。

次に、「キプロス国」及び「アルジェリア国」駐日特命全権大使の接受について、 御決定をお願いいたします。本件は、11月6日、信任状捧呈の予定であります。 次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件 は、「チリ国」及び「バハマ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状 及び解任状であります。

次に、質問主意書に対する答弁書25件について、お手元の資料のとおり、御決 定をお願いいたします。

次に、法律案3件について、御決定をお願いします。まず、「官報法案」は、官報の発行主体、発行の方法等、官報の発行に関し必要な事項を定めるものであり、「官報法の施行に伴う関係整備法案」は、独立行政法人国立印刷局の業務範囲の見直しを行う等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

次に、「国立大学法人法の一部改正法案」は、事業規模が特に大きい国立大学法人に新たな機関を設置するほか、東京医科歯科大学と東京工業大学を統合する等の措置を講ずるものであります。

次に、政令5件について、御決定をお願いします。まず、「デジタル規制改革推進 一括法」の施行に伴う警察庁及び金融庁の各関係整備政令は、同法の施行に伴い、 書面掲示規制に係る規定の見直し等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正令」は、情報通信技術を活用することにより、行政機関に対する申請等に際し添付を省略できる書面等の範囲を拡大するものであります。

次に、「入管法施行令及び法務省組織令の一部改正令」は、入管法等の一部改正法の一部の施行に伴い、同省出入国在留管理庁出入国管理部の所掌事務の変更等を行うものであります。

次に、「特別児童扶養手当等支給法施行令の一部改正令」は、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、市町村長が行うこととされている特別児童扶養手当に関する事務の一部を廃止するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、岸田内閣総理大臣が、日フィリピン首脳会談等のため、11月3日から5日まで、上川外務大臣が、イスラエル国政府要人との会談等のため、11月2日から5日まで、西村経済産業大臣が、日ベトナム産業・貿易・エネルギー協力委員会出席等のため、11月2日から5日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、在ジッダ日本国総領事館総領事新村出を特命全権大使に任命し、リビア国

駐箚を命ずること等について、御決定をお願いいたします。また、エルサルバドル 国駐箚大使有吉勝秀にコスタリカ国駐箚を命ずることを承認することについて、御 決定をお願いいたします。

次に、金原粲外173名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。 次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・ギリシャ租税条約」に署 名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国の間で、所得に対 する租税に関する二重課税の除去及び脱税の防止のための措置等について定める ものであります。

次に、「政府安全保障能力強化支援に関する書簡」をフィリピンとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、フィリピンの安全保障能力強化に係る計画の実施のため、6億円の資金を贈与することについて、取り極めるものであります。なお、以上2件につきましては、相手国政府との署名及び書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、件名外の配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。なお、本件の公表時刻は8時30分ですので、それまでの間、不公表となります。

- ○松野国務大臣:次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。
- ○鈴木(淳)国務大臣:本日、労働力調査結果を公表いたします。その主なポイントは、次のとおりです。公表時刻は8時30分ですので、その旨御留意ください。9月の完全失業率は、季節調整値で2.6パーセントと、前月に比べ0.1ポイントの低下となりました。また、就業者数は6,787万人と、1年前に比べ21万人増加し、14か月連続の増加となっています。今後も就業者や完全失業者などの状況を注視してまいります。
- ○松野国務大臣:次に、厚生労働大臣。
- ○武見国務大臣:本日、一般職業紹介状況結果を公表いたします。その主なポイントは、次のとおりです。公表時刻は8時30分ですので、その旨御留意ください。令和5年9月の有効求人倍率は、季節調整値で1.29倍と、前月と同水準となりました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、求人が底堅く推移しており、緩やかに持ち直しています。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があると考えています。引き続き、雇用と生活をしっかりと守るため、求職者の方が置かれている状況に応じた、きめ細かな就労支援に取り組むとともに、事業主の方に対する人材確保支援に取り組んでまいります。
- ○松野国務大臣:次に、加藤大臣。
- ○加藤国務大臣:「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」について申し上げます。児童虐待の相談対応件数は年々増加しており、その防止は社会全体で取り組むべき重要課題です。近年、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しており、政府が一丸となってこどもの命を守る社会づくりを更に進めていく必要があります。こども家庭庁では、11月を「秋のこどもまんなか月間」とし、こど

も・子育てにやさしい社会づくりのための各種取組を行います。その1つとして「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に取り組み、児童虐待防止のための集中的な広報・啓発活動を実施します。閣僚の皆様におかれましては、このキャンペーンに積極的な御協力をいただきますようお願いいたします。また「オレンジリボン・バッジ」は、本キャンペーンのシンボルですので、閣僚の皆様におかれましては明日から7日までの間、着用をお願いいたします。

- ○松野国務大臣:次に、内閣総理大臣から御発言がございます。
- ○岸田内閣総理大臣:上川大臣及び西村大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理又は事務代理については、松野内閣官房長官を外務大臣の、新藤大臣を経済産業大臣の代理とすることといたします。なお、私も、11月3日から5日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、松野内閣官房長官となりますので御了知願います。
- ○松野国務大臣:これをもちまして、閣議を終了いたします。 引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、松村大臣。
- ○松村国務大臣:11月5日は、江戸時代の安政南海地震における「稲むらの火」の物語に由来する「津波防災の日」「世界津波の日」です。この日には、これまでの災害経験を踏まえ、津波への備えを図る、「津波防災の日」スペシャルイベントを開催します。また、この日を中心に、内閣府と地方公共団体の共催による「地震・津波防災訓練」を全国10か所で実施します。「津波防災の日」「世界津波の日」のピンバッジをお配りしますので、皆様にも御着用いただき、津波防災意識の普及啓発への御協力をお願い申し上げます。
- ○松野国務大臣:次に、総務大臣。
- ○鈴木(淳)国務大臣:明日から、関係府省、産業界、学界などの協力により、テレワークの普及促進に向けた取組を集中的に行う「テレワーク月間」が始まります。テレワークは、どこにいても、誰もが変わりなく働ける社会の実現につながる重要な取組であり、子育てと仕事の両立支援、人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革の推進にも資する有効なツールです。総務省は、今般、関係府省と協力してセミナーや先進企業に対する表彰を行うなど、テレワークの定着に向けた周知啓発を、強力に進めてまいります。各大臣におかれましても、テレワーク月間を活用し、今一度所管の業界に周知を図るなど、テレワークの一層の普及促進に御協力をお願いいたします。
- ○松野国務大臣:次に、河野大臣。
- ○河野国務大臣:テレワークは、国家公務員においても、柔軟な働き方の実現、優秀な人材の確保、感染症拡大の防止や業務継続性の確保などに、非常に有効な働き方です。先ほど総務大臣から御発言がありましたが、来月1日からの「テレワーク月間」について、国家公務員においても、積極的にテレワークの実施を行うよう呼び掛けてまいります。コロナ禍を経てテレワークは浸透しましたが、アフターコロナにおいて後戻りしないよう、各大臣におかれても、内閣人事局から先般共有したテレワーク活用の好事例集も御活用いただきながら、改めてテレワークに応じたマネ

ジメントの徹底や、業務の見直しなど、テレワークの積極的な推進を、職員に対し 呼び掛けていただきますよう御協力をお願いいたします。

- ○松野国務大臣:次に、法務大臣。
- ○小泉国務大臣:観察処分に付されている、いわゆるオウム真理教について、10月 30日、公安調査庁長官は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 の規定に基づき、公安審査委員会に対し、観察処分の期間更新の請求を行いました。 被請求団体については、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認められ、 引き続き、その活動状況を継続して明らかにする必要があると判断したものです。
- ○松野国務大臣:次に、外務大臣。
- ○上川国務大臣:去る10月28日及び29日に、西村経済産業大臣と共同で、G7大阪・堺貿易大臣会合を開催し、またこの機会を捉え、各国参加閣僚やWTO等の国際機関の代表との間で個別に意見交換を行いました。今回の会合では、世界が歴史の転換点にある中、日本議長下のG7貿易大臣会合の取組の集大成として、WTOを中核とする多角的貿易体制の維持・強化、サプライチェーン強靭化、経済的威圧への対応等におけるG7の連携強化を盛り込んだG7貿易大臣声明を発出しました。また、世界経済の持続可能な発展や公平な競争条件の実現に向けて、G7の連携強化とともに、G7を越えた国際的なパートナーへの関与の強化を確認しました。外務大臣として、来月初めに開催予定のG7外相会合を通じG7との連携を更に強化しつつ、本年のG7貿易大臣会合及びG7外相会合の成果をG7日本議長年の成功につなげてまいります。関係省庁におかれましても、引き続き御協力をお願いいたします。
- ○松野国務大臣:次に、経済産業大臣。
- ○西村国務大臣: 去る10月28日及び29日に、上川外務大臣とともに、G7大阪・堺貿易大臣会合を開催しました。今回初めて、インド・インドネシア等の招待国や国際機関、民間企業を交えて、サプライチェーン強靱化に関するアウトリーチセッションを開催し、広島サミットの結果を踏まえ、「強靱で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」を具体化する重要性を確認しました。本会合では、来年2月のWTO・第13回閣僚会議に向け、紛争解決制度改革等のモメンタムを高めることや、国有企業等を通じた非市場的な措置や経済的威圧に対し、G7が結束して対応することについて、議論をリードし、その成果を貿易大臣声明に盛り込みました。WTO改革の推進やサプライチェーンの強靱化、非市場的・威圧的な措置への対応について、引き続き関係省庁と連携して取り組んでまいります。
- ○松野国務大臣:ほかに御発言はございますか。 無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

# 閣 議 案 件

( 令和 5 年 ) ( 火 ) 10月31日

### ◎一般案件

資料 のテロリスト等に対する資産凍結等の措置について (外務・財務・経済産業省) (了解) の外務・財務・経済産業イン (外務・財務・経済産業イン の接受について(決定) の接受について(決定) がき信任状及び前任特命全権大使渋谷和久外1名 の解任状につき認証を仰ぐことについて(決定) (同上)

### ◎国会提出案件

- 1. 衆議院議員山井和則(立憲)提出総理官邸に おける記者会見で特定の記者を指名しない可 能性等に関する質問に対する答弁書について (決定) (内閣官房)
- 1. 衆議院議員櫻井周(立憲)提出大阪万博20 25の建設にかかる時間外労働に関する質問 に対する答弁書について(決定) (同上)
- 1. 参議院議員石垣のりこ(立憲)提出電動キックボードの歩道通行・安全教育に関する質問に対する答弁書について(決定)(警察庁)
- 1. 参議院議員石垣のりこ(立憲)提出松野博一 内閣官房長官が見当たらないとする朝鮮人等 虐殺事件に関する「政府内」の記録に関する 質問に対する答弁書について(決定)(同上)
- 1. 衆議院議員松原仁(立憲)提出朝鮮総連から の債権回収の現状に関する質問に対する答弁 書について(決定) (金融庁)
- 1. 参議院議員浜田聡 (N党) 提出地方公務員の 欠格条項に関する質問に対する答弁書につい て(決定) (総務省)

資料のあり

1. 参議院議員浜田聡 (N党) 提出難民認定申請者数の多いトルコ共和国との友好関係に関する質問に対する答弁書について (決定)

(法務省)

- 1. 参議院議員石垣のりこ(立憲)提出「私人逮捕」と称する動画の拡散に関する質問に対する答弁書について(決定) (同上)
- 1. 衆議院議員松原仁(立憲)提出外務省による 中国の危険情報に関する質問に対する答弁書 について(決定) (外務省)
- 1. 参議院議員浜田聡 (N党) 提出世界保健機関 (WHO) 西太平洋地域委員会への台湾の参加に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
- 1. 衆議院議員櫻井周 (立憲) 提出円安について の政府の認識に関する質問に対する答弁書に ついて (決定) (財務省)
- 1. 参議院議員山本太郎 (れ新) 提出消費税減税 に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
- 1. 参議院議員山本太郎 (れ新) 提出消費税増税 に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
- 1. 参議院議員神谷宗幣 (無所属) 提出外国人留 学生の増加に対応する日本語教育の体制整備 に関する質問に対する答弁書について (決定) (文部科学省)
- 1. 衆議院議員早稲田ゆき (立憲) 提出遺族年金 と養育費に関する質問に対する答弁書につい て (決定) (厚生労働省)
- 1. 参議院議員神谷宗幣 (無所属)提出 X B B 対応型ワクチンの接種開始と診療録等の保存に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)

- 1. 参議院議員石垣のりこ(立憲)提出大阪・関西万博パビリオン建設で時間外労働の上限規制の対象外とすることに関する質問に対する答弁書について(決定) (厚生労働省)
- 1. 参議院議員神谷宗幣 (無所属)提出水産業における「新たな資源管理」に関する質問に対する答弁書について (決定) (農林水産省)
- 1. 参議院議員石垣のりこ(立憲)提出中国が禁輸している中での水産物の輸出額の見通しに関する質問に対する答弁書について(決定) (同上)
- 1. 参議院議員神谷宗幣 (無所属)提出再生可能 エネルギー事業に伴う森林開発に関する質問 に対する答弁書について (決定)

(経済産業省)

- 1. 参議院議員神谷宗幣 (無所属) 提出我が国の 排他的経済水域への中国による浮遊式障害物 の設置に関する質問に対する答弁書について (決定) (国土交通省)
- 1. 参議院議員森屋隆(立憲)提出ライドシェア が地域公共交通等にもたらす影響に関する質 問に対する答弁書について(決定)(同上)
- 1. 参議院議員浜田聡 (N党) 提出空家等対策特 措法施行後の空き家対策に関する質問に対す る答弁書について (決定) (同上)
- 1. 参議院議員辻元清美(立憲)提出ライドシェアをめぐる世界各国の犯罪事案等と禁止・規制事例に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
- 1. 衆議院議員櫻井周(立憲)提出台湾海峡の安定と「戦う覚悟」についての政府の認識に関する質問に対する答弁書について(決定)

(防衛省)

#### ◎法律案

資料 あり○官報の発行に関する法律案(決定)(内閣府本府)

(内閣府本府·財務省)

□ 国立大学法人法の一部を改正する法律案(決定) (文部科学・財務省)

#### ◎政 令

に関する政令(決定)

IJ

資料 あり でジタル社会の形成を図るための規制改革を推進 するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改 正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備

○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進 するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改 正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等 に関する政令(決定) (金融庁)

□ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令(決定)

(デジタル庁)

(警察庁)

- " ○出入国管理及び難民認定法施行令及び法務省組織 令の一部を改正する政令(決定) (法務省)
- □ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の 一部を改正する政令(決定) (厚生労働省)

#### ◎人 事

資料 なし☆内閣総理大臣岸田文雄外2名の海外出張について (了解)

資料 〇新村 出外4名を特命全権大使に任命することにあり 〇新村 出外4名を特命全権大使に任命することについて (決定)

- 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得る ことについて(決定)

# ◎配 布

☆月例経済報告

(内閣府本府)

[○署名あり ☆署名なし]

[別添]

件名外案件

( 令和 5 年 ) ( 火 ) ( 火 )

#### ○一般案件

資料なる

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに 脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の署名について(決定)

(外務省)

" 〇フィリピン共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換について(決定)(同上)

◎配 布

☆労働力調査報告

(総務省)

[○署名あり ☆署名なし]